

一般社団法人 臨床発達心理士認定運営機構
日本臨床発達心理士会 千葉支部規約

第1条（名称）

本会は、一般社団法人 臨床発達心理士認定運営機構日本臨床発達心理士会千葉支部と称する。

第2条（事務局）

本会は、事務局を千葉県千葉市稲毛区弥生町1番 33号千葉大学教育学部幼児教育教室に置く。

第3条（目的）

本会は、臨床発達心理士の資格取得者の相互の連携を密にし、技能の向上を図るとともに、本会の健全な発展に寄与することを目的とする。

第4条（事業）

本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- ① 研修会・研究会等の開催
- ② 日本臨床発達心理士会「ニューズレター」への情報提供
- ③ 千葉支部「ニューズレター」の発行
- ④ 日本臨床発達心理士会ホームページへの情報提供
- ⑤ 千葉支部ホームページの運営
- ⑥ その他、前条の目的を達成するために必要と認める事業

第5条（会員）

本会の会員は、日本臨床発達心理士会千葉支部に所属する臨床発達心理士であり、職場または住居を本支部内に有する者とする。

第6条（入会）

臨床発達心理士の資格取得の時点で、第5条に該当する会員が、一般社団法人 臨床発達心理士認定運営機構において本支部に登録した時点で、本会への入会とする。

第7条（退会）

会員が、第5条の条件を満たさず、一般社団法人 臨床発達心理士認定運営機構において本支部より登録を末梢した時点で、本会からの退会とする。

- ① 臨床発達心理士資格を喪失したとき
- ② 他支部への異動申請を受理されたとき

第8条（事業や活動への参加）

会員は、本会が主催または共催する事業および活動等に参加することができる。

第9条（総会）

- 1 総会は、支部会員をもって構成し、会の意思と方針を決定する。
- 2 定期総会は年1回開催し、必要に応じて臨時総会を開催することとする。
- 3 総会の成立は、会員の4分の1を超えることとする。定足数に満たない場合は、仮総会とする。
- 4 総会の議決は、支部会員出席者の過半数をもって成立とする。
- 5 仮総会における了承および決定事項は、全会員に周知し、その後、30日以内に支部会員の過半

数の文書による反対がない場合は、成立したものとする。

6 定期総会には次の議題を提出しなければならない。

- ① 事業の年次報告及び年次計画の承認
- ② その他 必要な事項
- ③ 役員の変更時には、その承認を①、②の前に行う。

第10条（役員・選出方法・任期）

本会には、次の役員を置く。

支部長 （1名）

副支部長（2名）

事務局長（1名）

会計 （2名）

幹事 （1名）

監査 （1名）

その他、支部会の運営にあたり支部長が必要と認め、役員会の了承に基づいた役員

2 役員を選任方法は次のとおりとする。

- ① 支部長、副支部長、事務局長、会計、幹事、監査は会員の互選により選出する。選出のための候補者案については、役員会で検討し了承を得ることとする。
- ② 支部長、事務局長、幹事は他の役員を兼務しない。

3 各役員の職務並びに権限は次のとおりとする。

- ① 支部長は、本会を代表し、会務を執行する。
- ② 副支部長は、支部長を補佐する。
- ③ 事務局長は、支部長を補佐し、本会の事務を統括する。
- ④ 幹事は、支部を代表し日本臨床発達心理士会幹事会に出席する。
- ⑤ 監査は、本会の事業を監査する。

4 役員任期は2年とし、再任の上限は設けない。

第11条（規約の変更）

この規約の変更は、支部総会に出席した会員のうち3分の2以上の同意を得て、幹事会及び社員総会の承認を得るものとする。

施行期間 2006年5月28日より施行する。

改訂 2009年5月31日 一部改訂

2013年5月26日 一部改訂

2014年4月1日 一部改訂

2015年5月24日 第2条、第9条、第10条改訂

2019年5月12日 第9条の6、第10条の4改訂